

事務所通信

平成25年臨時号

こんにちは、立川です。
いつもありがとうございます。

平成25年度税制改正大綱（改正案）が、1月の終りに発表となりました。
今回は、このうち、法人税、所得税に関する主なものを、とり急ぎまとめました。

1. 所得税の最高税率が上がります

所得税の最高税率が上がります。

現行：	課税所得が1,800万円超の金額の税率	40%
改正案：	課税所得が4,000万円以下の金額の税率	40%
	課税所得が4,000万円超の金額の税率	45%

個人の住民税の税率は10%ですので、課税所得が4,000万円超の金額の税率は、所得税と住民税を合わせて、55%となります。

なお、この改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます。

2. 生産等設備投資促進税制の創設

国内の設備投資を促進するための制度が新設されます。

青色申告法人、青色申告の個人事業者が、国内の生産設備のうち、機械装置を取得して業務に使った場合、一定の条件を満たすと、その機械装置の取得価額の30%の特別償却か、法人税額（または所得税額）から3%の税額控除ができることとなります。

ただし、税額控除は、当期の法人税額（または所得税額）の20%が限度とされます。

一定の条件とは、

- ① 国内での生産設備への年間投資額が、当期の減価償却額をこえること
- ② 国内での生産設備への年間投資額が、前期の生産設備の取得価額の110%を超えることです。

この制度は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

3. 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の支援措置の創設

商業・サービス業・農林水産業の中小企業の経営改善に向けた設備投資を促進するために減税措置が創設されます。

条件としては、商工会議所などの指導や助言を受けて行う店舗改修に伴う器具備品、建物附属設備の取得です。

資本金が3,000万円以下の青色申告法人、青色申告の個人事業者は、取得価額の30%の特別償却か、法人税額（または所得税額）から7%の税額控除の選択ができることになります。

ただし、税額控除は、当期の法人税額（または所得税額）の20%が限度とされます。

そして、対象となる器具備品は、1点の取得価額が30万円以上のものです。

また、対象となる建物附属設備は、1点の取得価額が60万円以上のものです。

この制度は、中小企業等が平成25年4月1日以後に取得する建物附属設備、器具備品について適用されます。

4. 所得拡大促進税制の創設

給与の増加に対する税額控除が創設されます。青色申告法人、青色申告の個人事業者が対象となります。

一定の条件を満たすと、その給与の支給増加額の10%が法人税額（または所得税額）から税額控除できるというものです。

ただし、税額控除額は、当期の法人税額（または所得税額）の10%（中小企業は20%）が限度とされます。

適用のための条件は、

- ① 基準年度（適用初年度の前年度）と比較して5%以上給与等支給額が増加していること
- ② 給与等支給額が前期を下回らないこと
- ③ 平均給与等支給額が前期を下回らないことです。

この制度は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

また、この制度は、雇用促進税制との選択適用となります。

5. 雇用促進税制の拡充

青色申告法人、青色申告の個人事業者が、所定の条件の下に、従業員を増やした場合には、その増やした従業員につき、一人あたり原則として20万円を、法人税額（または所得税額）から控除できる制度があります。

ただし、当期の法人税額（または所得税額）の10%（中小企業は20%）が控除限度額とされます。

適用のための条件は、

- ① 公共職業安定所に雇用促進計画の届出を行うこと
- ② 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する決算期に、前期末と比較して、雇用保険一般被保険者が10%以上、かつ、5人以上（中小企業では2人以上）増加したことの公共職業安定所の確認を受けたこと

青色申告法人には、法人税だけでなく、法人住民税からもその増やした従業員につき、一人あたり原則として20万円を控除できる制度があります。

今回の改正で、税額控除額を増加雇用者一人当たり40万円に引き上げられます。

また、この制度は、所得拡大促進税制との選択適用となります。

6. 中小企業の交際費の損金算入制度の特例

資本金が1億円以下の法人の交際費についての改正案が出ました。

現行： 年間600万円で、損金不算入措置が10%

改正案： 年間800万円に引き上げ、損金不算入措置が廃止となります。

「損金不算入措置が10%」とは、年間600万円までの使った交際費を、利益に加算して、法人税等の課税対象とされるという意味です。

今回の改正で、年間800万円以下の交際費を全額損金算入できることとなります。

この制度ですが、いつの決算期から適用になるのかは、平成25年度税制改正大綱に記載がありません。

（平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する決算期から、対象となります。）

7. 環境関連投資促進税制の拡充

太陽光・風力発電設備の即時償却制度が2年延長されます。
対象設備に省エネ設備であるコージェネレーション設備が追加されます。
そして、対象設備から補助金の交付を受けて取得した設備が除外されます。

即時償却とは、取得して業務に使った日に全額経費処理できるという制度です。

また、太陽光・風力発電設備以外の設備の特別償却、税額控除制度についても、対象設備が見直されたうえで、適用期間が2年延長されます。

8. 同族会社が発行した社債利子で役員等が支払を受けるものについて

同族会社が発行した社債（いわゆる私募債）の利子で、役員等が支払を受けるものについて、課税が強化されます。

現行は、会社が20%の源泉をして、課税が完結しています。

改正案では、総合課税の対象となります。

つまり、一律20%の課税であったものが、最高で所得税・住民税あわせて55%の税率での課税となるのです。

この改正は、平成28年1月1日以後に支払をする社債の利子からの適用になります。

（代 表 立 川 勝 一）